

# 交通網・都市基盤整備調査特別委員会 報告資料

令和5年1月23日

報告事項件名	頁
(1) 花畑周辺地域におけるバスの試験運行について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(2) 多様な交通手段の導入に向けた取組状況について・・・・・・・・・・・・・・	12
(3) はるかぜ車両購入補助予定台数の再変更について・・・・・・・・・・・・・・	27
(4) 竹ノ塚駅付近鉄道高架化の取組み状況について・・・・・・・・・・・・・・	28

(都市建設部)

交通網・都市基盤整備調査特別委員会報告資料

令和5年1月23日

件名	花畑周辺地域におけるバスの試験運行について																																								
所管部課名	都市建設部交通対策課																																								
内容	<p>令和3年10月1日より運行を開始した、花畑桑袋団地と六町駅とを結ぶ社会実験バスの利用状況について報告する。</p> <p>また、花畑周辺地域公共交通検討会（以下「検討会」という。）を開催したため、併せて以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 利用状況（月別詳細は別紙1（P4）参照）</b></p> <p>令和4年11月は、大鷲神社において酉の市が開催され、広域から集客があったことが影響し、運賃払い利用者数が令和4年10月に比べ大幅に増加した。</p> <p>一方で、乗車割引証利用者は減少しており、乗車割引証が日々の生活に浸透するには数か月程度時間を要すると思われる。</p> <p style="text-align: right;">（単位 人）</p> <table border="1" data-bbox="432 1099 1422 1749"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>2期 (R4.4-R4.9)</th> <th>R4.10</th> <th>R4.11</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日あたり平均利用者数</td> <td>262.3</td> <td>190.0</td> <td>191.4</td> </tr> <tr> <td>内数 運賃払い</td> <td>126.7</td> <td>126.7</td> <td>135.2</td> </tr> <tr> <td>内数 シルバーパス (乗車割引証)</td> <td>122.0</td> <td>56.7</td> <td>50.8</td> </tr> <tr> <td>内数 回数券</td> <td>13.6</td> <td>6.6</td> <td>5.4</td> </tr> <tr> <td>1便あたり平均利用者数</td> <td>5.20</td> <td>4.37</td> <td>4.38</td> </tr> <tr> <td>内数 運賃払い</td> <td>2.51</td> <td>2.92</td> <td>3.10</td> </tr> <tr> <td>内数 シルバーパス (乗車割引証)</td> <td>2.42</td> <td>1.30</td> <td>1.16</td> </tr> <tr> <td>内数 回数券</td> <td>0.27</td> <td>0.15</td> <td>0.12</td> </tr> <tr> <td>1便あたり運賃収入*</td> <td>553.7円</td> <td>787.0円</td> <td>811.8円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 収支率24%達成に必要な運賃収入は、1便あたり約1,200円。</p> <p><b>2 第7回検討会の開催結果</b></p> <p>(1) 開催概要</p> <p>ア 日時</p>	区分	2期 (R4.4-R4.9)	R4.10	R4.11	1日あたり平均利用者数	262.3	190.0	191.4	内数 運賃払い	126.7	126.7	135.2	内数 シルバーパス (乗車割引証)	122.0	56.7	50.8	内数 回数券	13.6	6.6	5.4	1便あたり平均利用者数	5.20	4.37	4.38	内数 運賃払い	2.51	2.92	3.10	内数 シルバーパス (乗車割引証)	2.42	1.30	1.16	内数 回数券	0.27	0.15	0.12	1便あたり運賃収入*	553.7円	787.0円	811.8円
区分	2期 (R4.4-R4.9)	R4.10	R4.11																																						
1日あたり平均利用者数	262.3	190.0	191.4																																						
内数 運賃払い	126.7	126.7	135.2																																						
内数 シルバーパス (乗車割引証)	122.0	56.7	50.8																																						
内数 回数券	13.6	6.6	5.4																																						
1便あたり平均利用者数	5.20	4.37	4.38																																						
内数 運賃払い	2.51	2.92	3.10																																						
内数 シルバーパス (乗車割引証)	2.42	1.30	1.16																																						
内数 回数券	0.27	0.15	0.12																																						
1便あたり運賃収入*	553.7円	787.0円	811.8円																																						

令和4年12月19日（月）

イ 開催方法  
書面開催（各会員へ郵送）

ウ 議事内容確認期間  
令和5年1月10日（火）まで

エ 会員名簿  
別紙2参照（P5～6）

（2）主な議題  
参考資料1～3参照（P7～11）

### 3 今後の進め方

第7回検討会における意見等を踏まえて、以下の方策を実施する。

（1）検証運行期間の延長

変更前 令和3年10月から令和5年9月まで

変更後 令和3年10月から令和6年3月まで

（2）回数券の販売及び乗車割引証の臨時発行

令和5年3月下旬に、下の表のとおり回数券を販売する。

令和4年4月に販売した回数券についても、今回の販売と合わせて令和5年12月31日まで有効期限を延長する。

・ 回数券販売概要

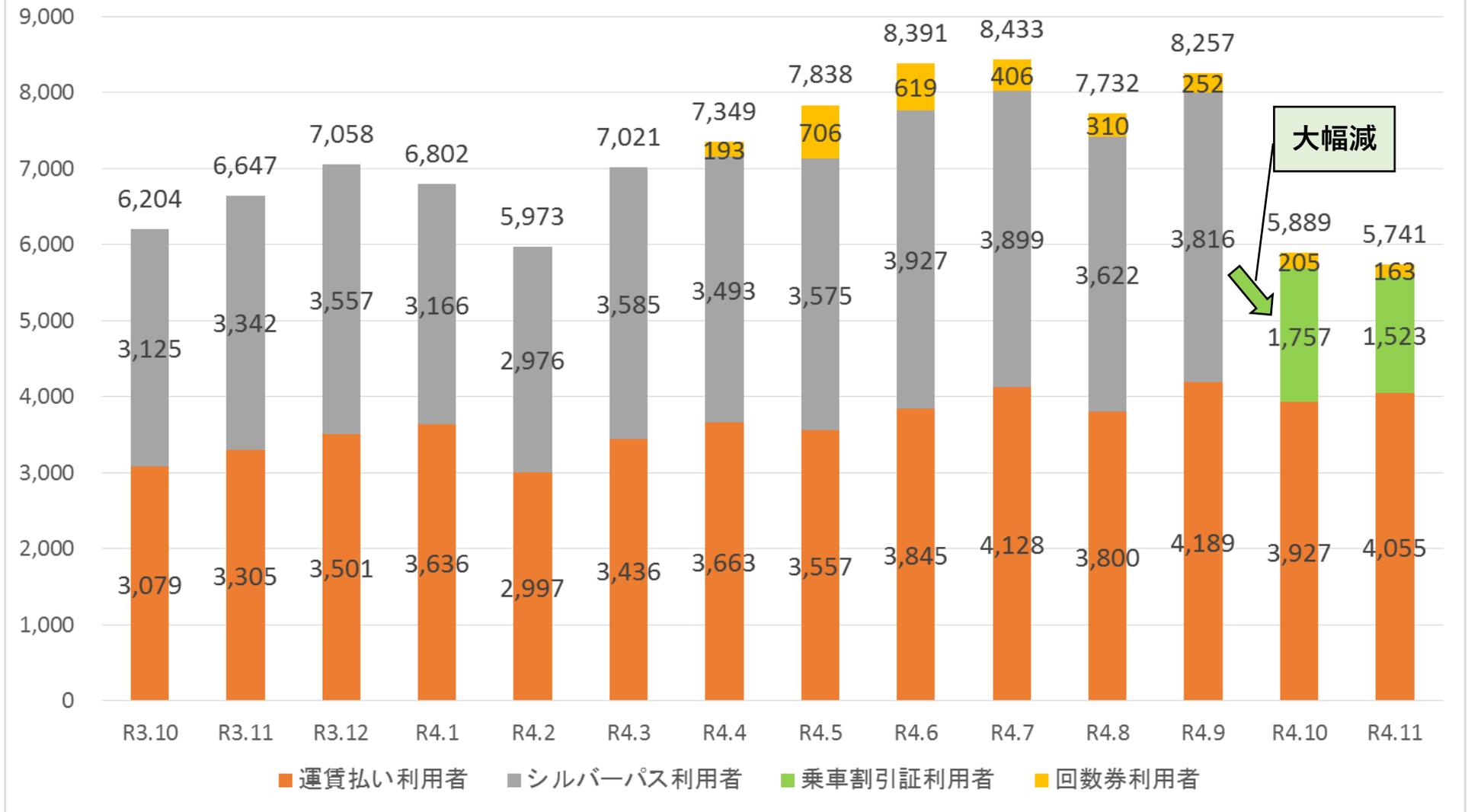
項目	内容
料金設定	1,000円（6枚つづり、1,320円相当）
有効期限	令和5年12月31日
販売数量	500部程度
販売場所	・ つくばエクスプレス六町駅出口A1 ・ 花畑地域学習センター を想定

また、回数券販売時に、乗車割引証を臨時発行する。発行対象者は令和6年3月31日時点で70歳となる方及び未発行の方。

問題点  
今後の方針

検証運行期間の延長及び回数券の販売等に関し、バス事業者との調整を進め、足立区地域公共交通会議を開催するとともに、利用者や地域の方に対し、チラシやポスター、区ホームページ・SNS等を活用して周知を行う。

社会実験バス「ブンブン号」 月別利用者数推移(単位:人)



## 花畑周辺地域公共交通検討会会員名簿

別紙 2

	団体名	会員区分
1	仲組三丁目町会	会 長
2	榎戸町会	副会長
3	東保木間町会	副会長
4	ベルドゥムール竹の塚自治会	要綱第3条 (1) 会員
5	保木間第五団地自治会	
6	外ヶ原町会	
7	堤根町会	
8	エステート花畑自治会	
9	前通り町会	
10	会組町会	
11	鷺宿町会	
12	花畑第五都住自治会	
13	保木間 11 自治会	
14	花畑四丁目都住自治会	
15	花畑団地自治会	
16	花畑七丁目団地自治会	
17	桑袋団地自治会	
18	保木間五丁目自治会	
19	南花畑自治会	
20	仲組四丁目町会	
21	花畑八丁目団地自治会	
22	花畑西町会	

	団体名	会員区分
23	南花畑下沼町会	要綱第3条 (1) 会員
24	花畑第三団地自治会	
25	花保親交町会	
26	水神町会	
27	原町会	
28	名地共和会	
29	名地町会	
30	在家町会	
31	前保木間親睦町会	
32	保木間四丁目自治会	
33	南保木間町会	
34	足立区医師会	要綱第3条 (2) 会員
35	鷺宿平成クラブ	
36	地域包括支援センターはなはた	
37	地域包括支援センター保木間	
38	地域包括支援センターーツ家	
39	花保商店会	
40	株式会社サンベルクスホールディングス	
41	花畑北中学校PTA	要綱第3条 (3) 会員
42	東武バスセントラル株式会社	
43	都市建設部長	要綱第3条 (4) 会員
44	花畑区民事務所長	
45	花畑区民事務所地域担当係長	
46	花畑区民事務所地域担当係長	

## 第7回花畑周辺地域公共交通検討会（書面開催）

### 〔議事〕

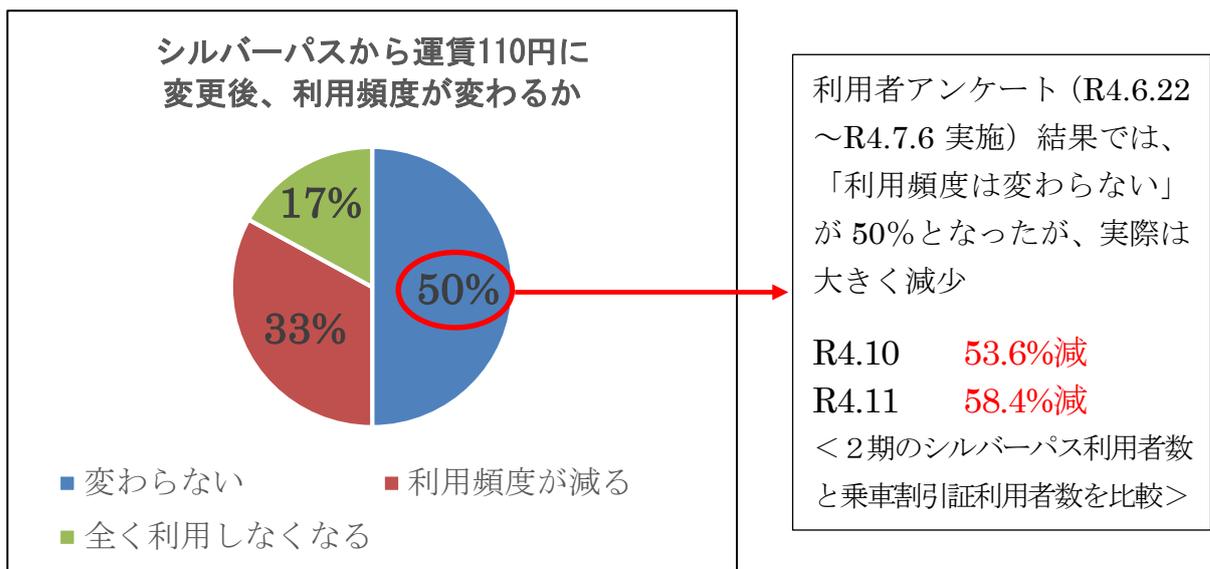
第7回花畑周辺地域公共交通検討会の議事内容を以下にまとめます。

#### 1 これまでの利用実績について（別紙1参照）

1期・2期の収支率が11.1%と、本格運行への移行条件である24%を大きく下回ったことから、収支率の向上策として、令和4年10月1日付で「運行本数減」「シルバーパス利用不可」「乗車割引証導入」の3点を実施しました。

収支率向上策実施後の利用状況は以下のとおりです（令和4年11月末時点）。

- (1) 利用動向に合わせ効率的な運行本数とした結果、運賃払い利用者数はほぼ横ばい  
→ 回数券利用者数は半減、回数券が手元になくなった方が運賃払い利用へ転換
- (2) 従来のシルバーパス利用層は、乗車割引証導入後5割以上減  
→ **乗車割引証の利用者数は、事前のアンケート結果からの想定よりも少ない**



- (3) 乗車割引証の導入により運賃収入は増加

→ 運行本数減による運行経費の減少との相乗効果で、収支率は向上する見通し  
1期・2期収支率 11.1% ⇒ 3期収支率 15.8%（推定）

## 2 検証運行期間の延長について（別紙2参照）

コロナ禍におけるブンブン号の利用動向を確認しながら、検証を進めてきました。

### (1) 令和3年10月の運行開始前

デルタ株が流行しており、外出を促すような周知活動は控えざるを得ない状況  
収束後に、広報紙での特集や回数券の販売等、周知や利用促進活動を実施  
→ 認知が進み、目標は下回っているものの、バス利用者は徐々に増加

### (2) オミクロン株の感染拡大時（令和4年1～4月頃、令和4年7～9月頃）

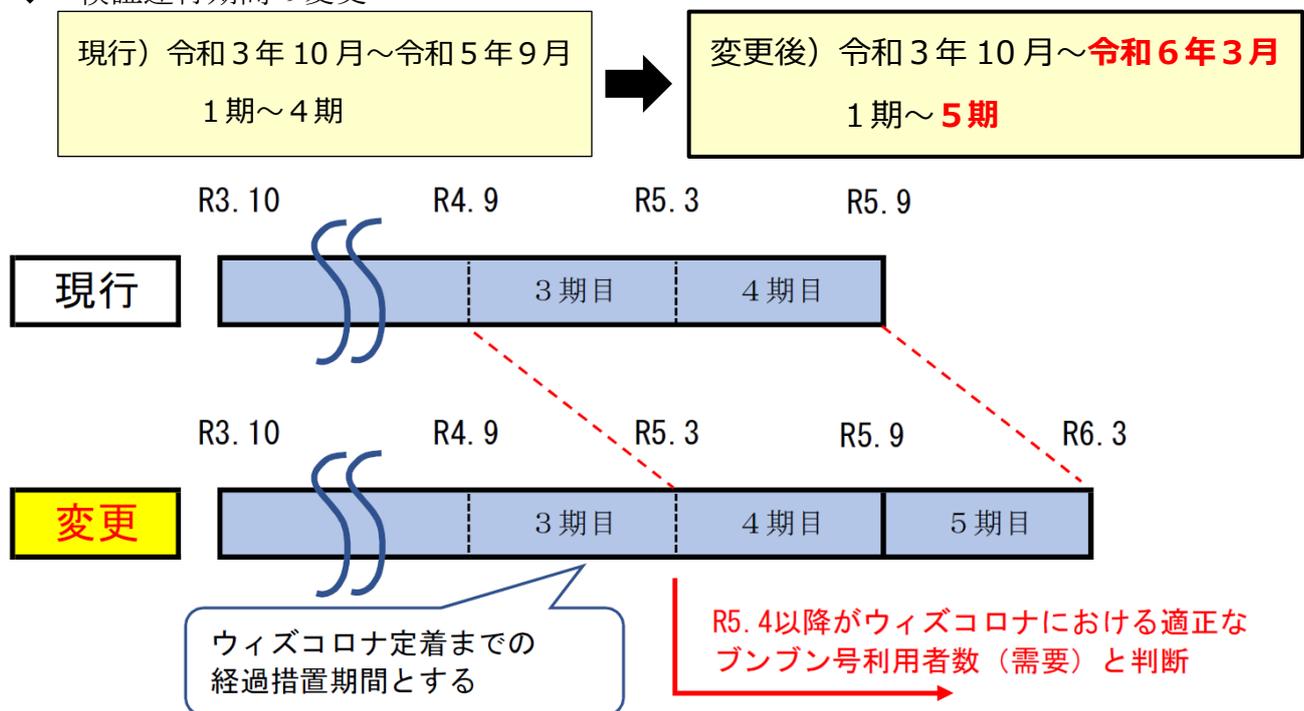
出控え等の影響でバス利用者は減少  
第6波に比べ感染者数がより増えた第7波の方が、利用者の減少割合はより低下  
→ ウィズコロナにおけるバス利用が定着傾向

### (3) コミュニティバス「はるかぜ」の利用者数

コロナ禍で大幅に減少した利用者数の回復が鈍化傾向（参考資料参照）  
→ あと半年程度ブンブン号の運行を延長することで、ウィズコロナにおける適正な利用者数を判断することが可能と想定

以上のことから、**検証運行期間を半年間延長**することといたします。

#### ◆ 検証運行期間の変更



- ※ 本格運行への移行基準（2期連続で平均収支率24%達成）は変更しません。
- ※ 令和5年4月以降、改めて乗降調査を実施し、利用状況を再検証いたします。

### 3 回数券の販売及び乗車割引証の臨時発行について

#### (1) 回数券の販売

- ・ 使用実績

令和4年4月に販売した回数券の使用率は、78.7%（令和4年11月末時点）

→ **利用促進も兼ねて再度販売**

- ・ 料金設定の変更

**前回** 7枚つづりで1,000円（1,540円相当、割引率35%）

→ 一般的な5枚つづり1,000円の回数券よりも相当に廉価であるため、  
今回も同等とした場合は収入面への悪影響が懸念

**今回** 6枚つづりで1,000円（1,320円相当、割引率24%）

令和4年4月に販売した回数券も、今回分に合わせ令和5年12月31日  
まで有効期限を延長（区HPやSNS、車内のデジタルサイネージ等を活用し、回数券販売と併せて広く周知）

<b>■ 概要</b>	
料金設定	1,000円（6枚つづり、1,320円相当）
有効期限	令和5年12月31日
<b>■ 販売</b>	
時期	令和5年3月下旬を予定
場所	つくばエクスプレス六町駅出口A1 花畑地域学習センターエントランスホール (いずれも想定)
数量	500部程度

前回販売した回数券



#### (2) 乗車割引証の臨時発行

- ・ 発行実績

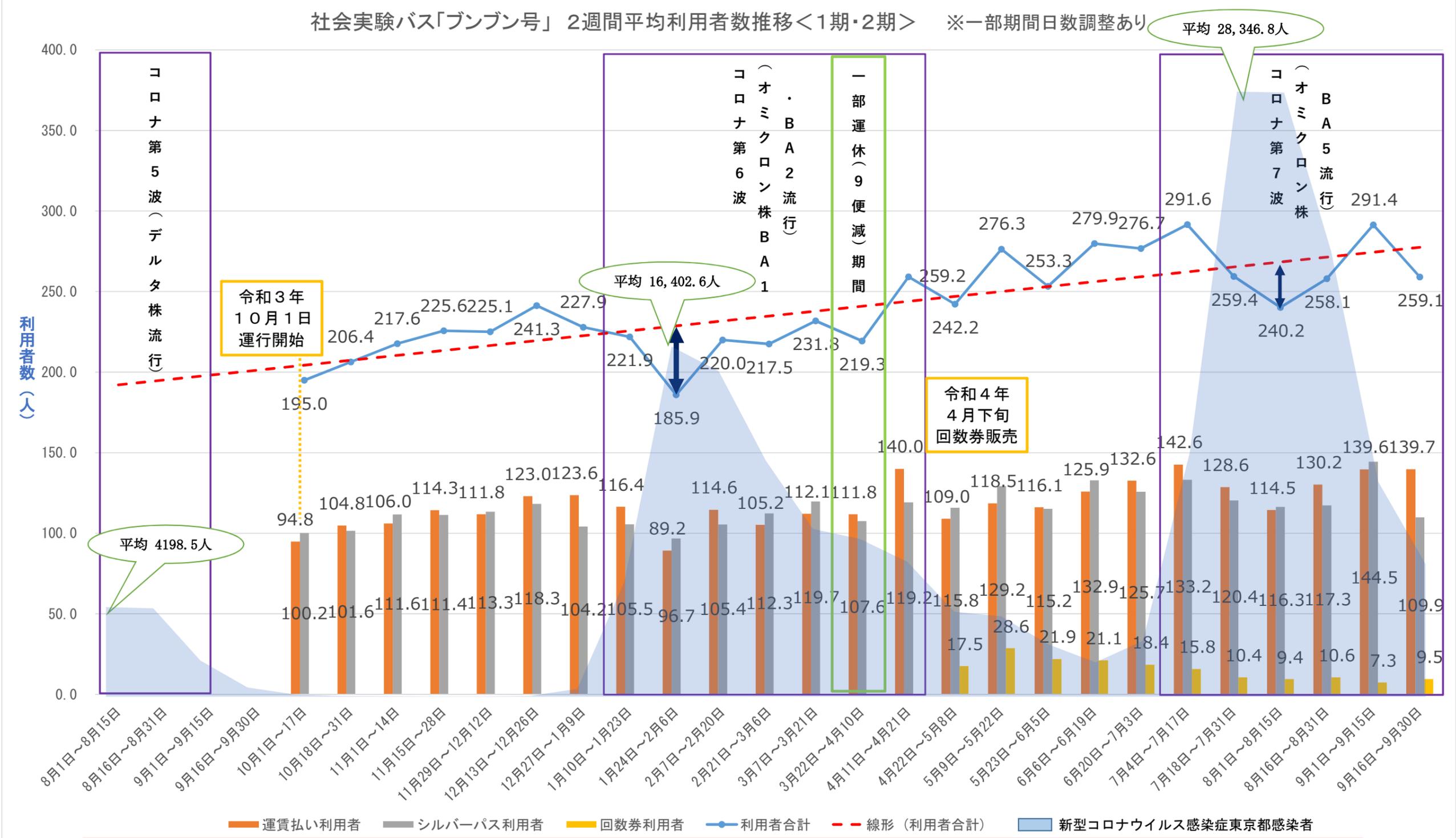
臨時会場及び区役所で発行した乗車割引証は、636枚（令和4年11月末時点）

- ・ 今回の対応

検証運行の延長に伴い、令和6年3月31日時点で70歳となる方や、すでに対象ではあるが未交付の方に対し、上記の回数券販売時に臨時発行を実施



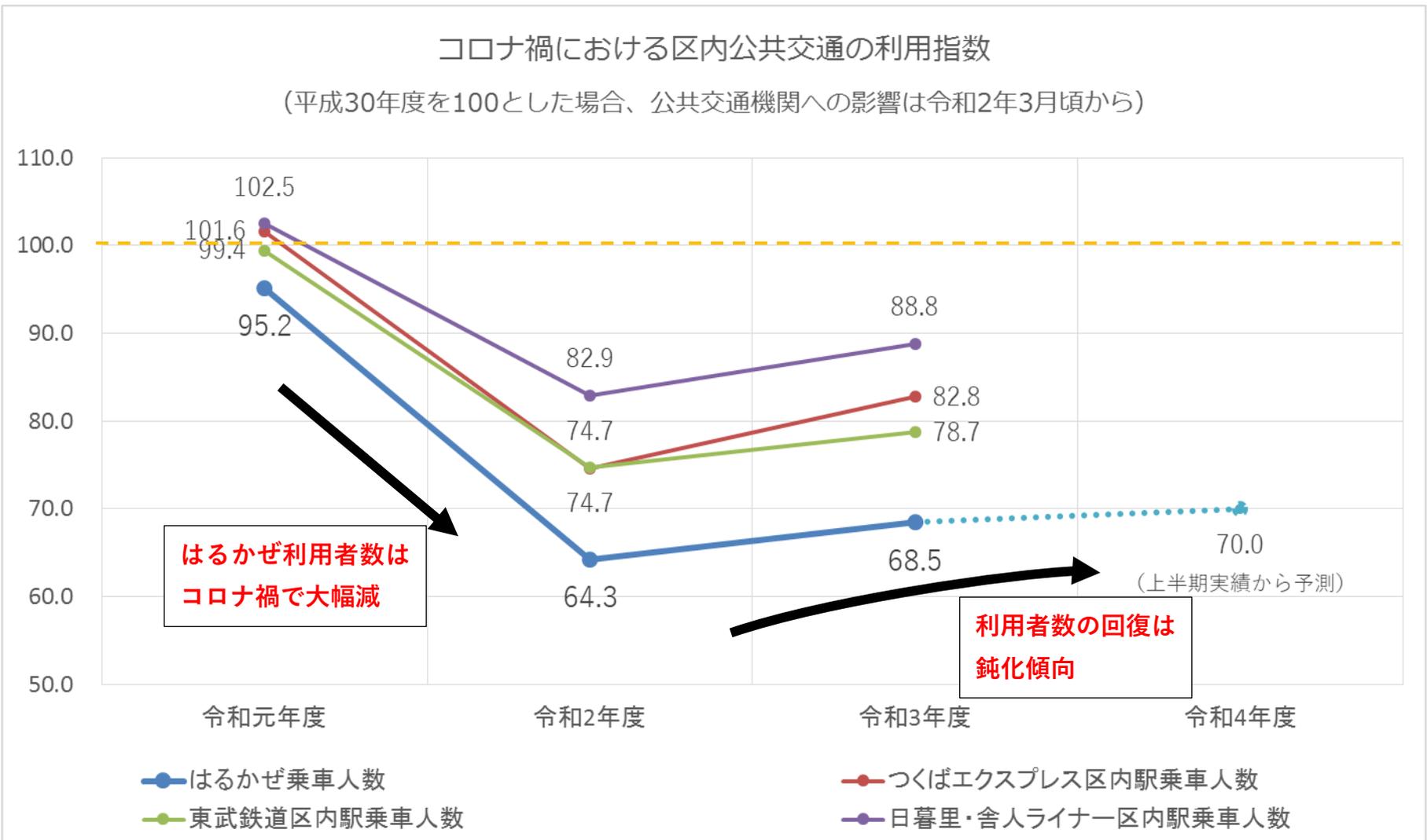
議事は以上となります。



**<ウィズコロナにおける社会実験の進め方>**

- ・ ブンブン号の利用者数は、感染者数の大きな波の初期には減少するが、その割合は第7波では和らいでいる
- ・ はるかぜについて、コロナ禍で減少した利用者数の回復が鈍化しつつあり、令和4年度末頃にはウィズコロナにおける利用者数として定着することが見込まれる

➡ あと半年程度で、ブンブン号もウィズコロナにおける適正な利用者数として判断が可能



# 交通網・都市基盤整備調査特別委員会報告資料

令和5年1月23日

件名	多様な交通手段の導入に向けた取組状況について
所管部課名	都市建設部交通対策課
内容	<p>入谷・鹿浜地区におけるバス以外の多様な交通手段の導入に向けた取組状況について、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 交通需要調査の実施について</b></p> <p>(1) 調査目的</p> <p>ア 地域にお住いの幅広い世代の方から意見や要望を聴取する。</p> <p>イ 調査結果を専門的見地から分析・解析し、新たな交通手段導入の必要性や収支見込などの検討資料とする。</p> <p>(2) 調査方式</p> <p>Webもしくは紙でのアンケート回答方式</p> <p>(3) ポスティング範囲</p> <p>ア 入谷地区（入谷一丁目～入谷九丁目）</p> <p>イ 鹿浜地区（鹿浜地区町会・自治会連絡協議会管内）</p> <p>(4) ポスティング数（地区内全世帯数の概ね2割程度）</p> <p>ア アンケート記入票を同封した封筒を投函（Webでも回答可） （入谷地区 500部、鹿浜地区 1,500部）</p> <p>イ ア以外の世帯にWebアンケートチラシを投函（Webのみの回答） （入谷地区 500部、鹿浜地区 1,500部）</p> <p>(5) アンケート内容</p> <p>別紙1（P14～26）のとおり</p> <p>(6) ポスティング実施期間</p> <p>令和4年12月14日（水）～令和4年12月20日（火）</p> <p>(7) アンケート回答期間</p> <p>令和4年12月14日（水）～令和5年1月13日（金）</p> <p>(8) その他の周知方法</p> <p>両地区の区民事務所、住区センターなどでWebアンケートに関するポスター掲示やチラシの配布を実施。</p> <p><b>2 事業者ヒアリングについて</b></p> <p>令和4年10月から入谷・鹿浜地区のタクシー事業者6社に、ヒアリングを実施し、以下のような意見等が挙げられた。</p>

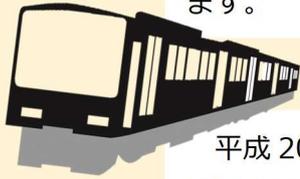
	<p>(1) 高齢者は午前中に博慈会記念総合病院などへの通院利用が多く、電話での予約が多い。</p> <p>(2) 現役世代は駅までの利用が多く、ほとんどがアプリでの予約である。</p> <p>(3) 迎車料金込で1,500円を超えないような近場利用が多い。</p> <p>(4) 営業所に待機している台数は少なく、オンデマンド専用の車両を確保するのは難しい。</p> <p>(5) 運転士は歩合制のため、待機時間が多いと仕事にならない。</p> <p>(6) 遠くまで行くと帰りのロスが出るため、エリアを限定しての割引制度は良いかと思う。タクシーを利用しやすくする方法が現実的である。</p> <p><b>3 他自治体ヒアリングについて</b></p> <p>オンデマンド交通の実証実験や本格運行を行っている、墨田区、埼玉県鴻巣市、埼玉県東松山市、埼玉県新座市などへの自治体ヒアリングを進めている。</p>
<p>問 題 点 今後の方針</p>	<p>交通需要調査や事業者ヒアリング等結果をふまえ、地域の課題や需要に合った実現性の高い交通手段を検討していく。</p>

WEBでも  
回答可!

## 入谷・鹿浜周辺地域 公共交通の利用等に関するアンケート調査

平成 30 年に区内全域で実施した「交通に関する意識調査」の結果から、入谷・鹿浜周辺地域では交通に不便を感じる方の割合が高いことがわかりました。

そこで昨年度より入谷・鹿浜地域の町会や自治会の皆様を中心にどのような点で交通が不便と感じるのか、具体的なご意見を伺ってまいりましたが、今回は、更に対象者を増やし「公共交通の利用等に関するアンケート調査」を実施させていただきます。



### 入谷・鹿浜周辺地域の公共交通網は…



平成 20 年に日暮里・舎人ライナーが開業し、またバス路線は西新井駅や竹ノ塚駅方面、赤羽駅方面、川口駅方面等の多方面へ運行しており、便数などに課題はあるものの、ある程度充足していると考えています。

そこで今回は、**交通に対する不便を解消**するため、アンケート結果を参考に、**バス以外の交通手段導入の必要性等について検討**を行ってまいります。

### アンケートの対象地域



### H30「交通に関する意識調査」

#### 外出の移動時に不便を感じる割合

<b>52%</b>	<b>鹿浜周辺地区</b> (区内 1 位)
.	.
<b>41%</b>	<b>入谷周辺地区</b> (区内 4 位)

病院に行くのが  
大変だわあ



子供がいると  
雨の日が大変ね



日舎ライナーが出来  
て便利になったな



**地域からのご意見がわずかですと、今後の検討を進めていくことができません**ので、アンケート調査へのご協力を是非お願いいたします。

また、今回はインターネット上でも回答できますので、QRコードを読み込んでいただきご回答ください。

※この調査票は、対象地域に在住の方へ無作為に投函しています。

※ご回答いただいた内容は、すべて統計的に処理するため、個々の内容が公表されることや個人が特定されることは一切ありません。

#### ● 調査の趣旨に関する問い合わせ

足立区 都市建設部 交通対策課 交通計画係 (平日 8:30~17:00)

電話 : 03-3880-5718 (直通) 03-3880-5111 (代表)

メール : koutuu@city.adachi.tokyo.jp (メールの件名を「交通需要調査について」としてください。)

#### ● 調査会社 (委託会社)

社会システム株式会社 (担当 : 斎藤、小森) (平日 10:00~18:00)

電話 : 03-5791-1133

WEB回答用



## バス以外の「新たな交通手段」について

少子高齢化の進展などにより、バス運転手の減少と高齢化が深刻化するとともに、通勤・通学のバス利用者の減少も想定され、今後、**新規にバス路線を拡大・拡充していくことは非常に困難な状況**となっています。

そこで足立区では、日常の移動に関する不便を感じる方が多い入谷・鹿浜周辺地域へ**バス以外の「新たな交通手段」導入の必要性等を検討**しています。

### ◎バス以外の「新たな交通手段」の事例

「新たな交通手段」として、既に他自治体で導入されている車両には、次のようなタイプがあります。

	①タクシー型	②ワゴン車型	③電動カート型
車両タイプ	 <p>柏市「カシワニクル」</p>	 <p>葛飾区「さくら」</p>	 <p>港区、横浜市</p>

運行タイプには、バスのような「定期運行型」と、タクシーのような「デマンド型（利用者のニーズに対して柔軟に運行する交通システム）」があり、それぞれ下表のようなメリット・デメリットがあります。

	一般的な特徴	メリット	デメリット
定期運行型	バスのように利用者の有無にかかわらず、 <b>決まった時刻に決まったルート</b> を運行し、利用者は所定の停留所で乗降する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>運賃はバスと同額程度</b>（一般的に片道 200 円程度）</li> <li>・事前登録や事前予約は不要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>自宅から所定の乗降場所まで徒歩等で移動が必要</b></li> <li>・利用者の有無が事前に把握できないため、常時運行となる</li> </ul>
デマンド型	<b>利用者からの事前予約があった場合のみ</b> 運行し、利用者は登録された場所で乗降する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>自宅から乗車可能</b>であり、主要な施設に直接移動可</li> <li>・事前予約が無い場合は運行しないため、経費の無駄が少ない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運賃が定期運行型より高価（一般的に片道 300 円～500 円）</li> <li>・<b>利用する場合、事前登録や事前予約が必要</b></li> </ul>

これまで、町会・自治会を中心にヒアリングを進めてきた結果、入谷・鹿浜地域で挙げられた意見からは、以下の特性が見られました。

日頃利用する駅やバス停、近隣のスーパー、病院など目的地が広域に渡って点在しており、**バスのような定期運行型では運行距離が長くなり、定時制や採算性が劣る可能性が高いこと**

**自家用車を所有しているため、公共交通の利用頻度自体が少ない方も多い**

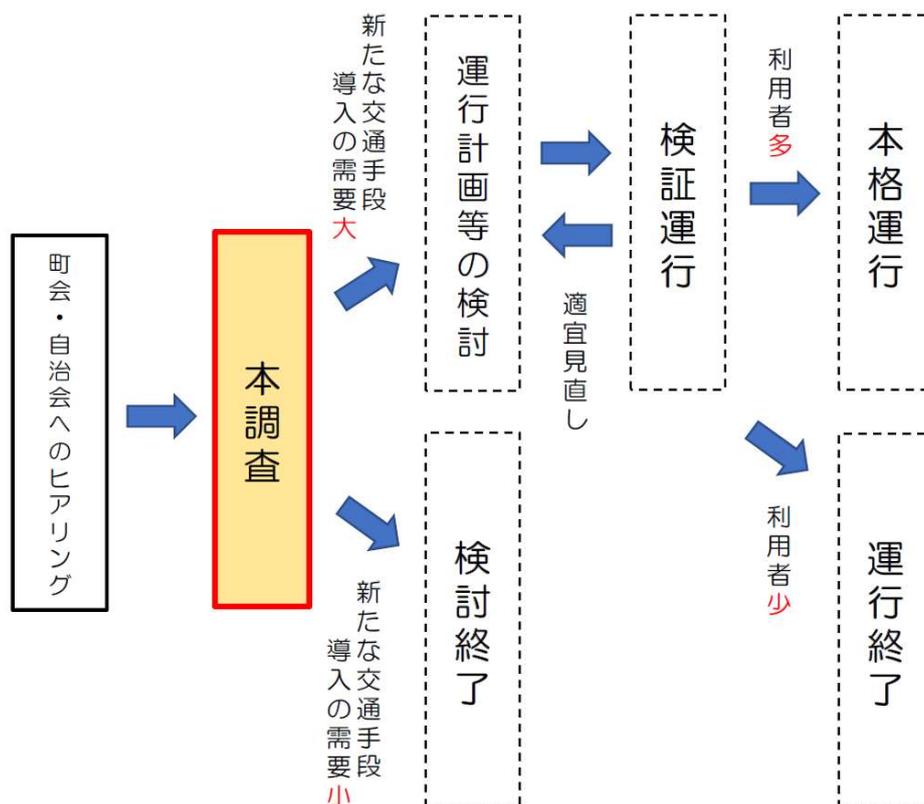
**高齢者からは、足が悪く、駅やバス停まで遠くて大変という意見が多い**



利用したい方が、利用したい時に、自宅から乗車できる、**タクシーに近い交通手段が入谷・鹿浜地域の需要に合っているのではないかと**考えられます。

### ◎ 今後の進め方のイメージ

本調査にて、地域のみなさまから、新たな交通手段に関する需要の調査を行い、導入の必要性等について検討していきます。



## ◎ 検証運行（実証実験）のイメージ

入谷・鹿浜周辺地域の需要に合った「タクシーに近い交通手段」を導入している自治体は多く、その事例を参考に、入谷・鹿浜周辺地域で検証運行を行う場合、以下のような条件での実施を想定しています。

※あくまで検討中のものであり、今後、変更となる場合があります。

### 特徴① 一般的なタクシー車両を使用

「新たな交通手段」は、近隣のタクシー事業者が運行することを想定しており、基本的にはその事業者が保有しているタクシー（ハイヤー）車両を使用することになります。



### 特徴② 事前登録、事前予約をした方がのみが利用可能

新たな交通手段は入谷・鹿浜地区にお住まいの方で、事前に利用者情報（住所、氏名等）の登録を行った方のみご利用いただけます。また、利用の際は電話等で事前に予約をする必要があります。

他の利用者との乗り合いはありませんが、予約が集中した場合、利用できない可能性があります。



### 特徴③ 自宅付近から入谷・鹿浜地域内の主要施設を結ぶ

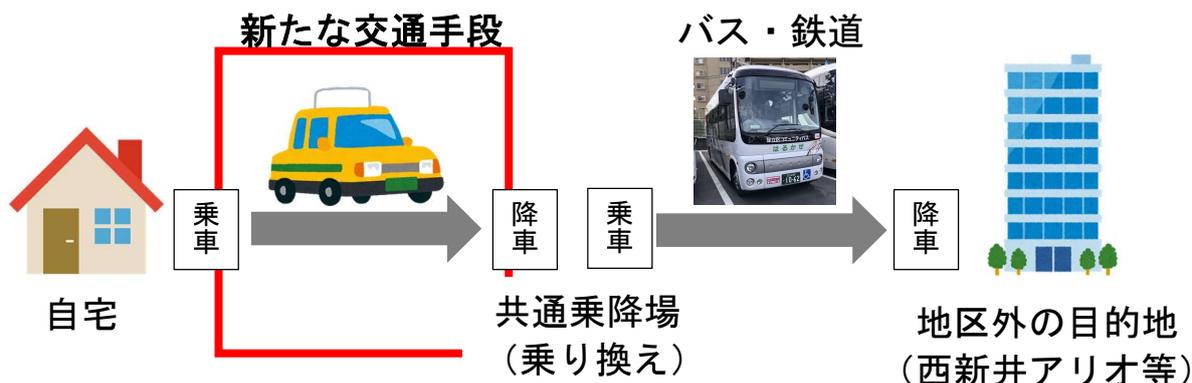
新たな交通手段は、基本的に自宅付近から共通乗降場まで運行します。自宅以外の共通乗降場は、入谷・鹿浜地区内の公共施設（区民事務所など）、商業施設、病院、主要なバス停、鉄道駅を設定することを想定しています。

自宅からではなく、共通乗車場間の移動も可能です。

運行例	自宅⇔博慈会記念総合病院、自宅⇔舎人公園駅、住区センター→スーパー
-----	-----------------------------------

※ 共通乗車場については、利用状況や要望等を踏まえ、増やしていく予定です。

なお、入谷・鹿浜地区の外へ移動する際は、共通乗降場で既存のバスや鉄道に乗り換える必要があります。



地区外への移動のイメージ

特徴④

片道運賃はバスとタクシーの中間程度

新たな交通手段の運賃は、他自治体の事例を参考に、大人一人あたり片道 300 円から 500 円程度とすることを想定しています。なお、バスではないため、東京都シルバーパスはご利用になれません。

※ 通常のタクシー料金との差額は、足立区が負担することになります。

利用料金 / 運賃

一律の運賃となります。

1人1件あたり

次に該当する方及びその介助者

- 70歳以上
- 要介護・要支援の認定を受けている方
- 障害者手帳をお持ちの方
- 難病の受給者証をお持ちの方
- 妊娠中の方

**300円**

※「ひなちゃんタクシー利用登録証」、または手帳や受給者証など、証明できるものを提示してください。介助者は運転手に申し出てください。

一般 500円	小学生・中学生 200円	未就学児 無料
------------	-----------------	------------

割引 ● 運転経歴証明書を提示した場合  
運賃が100円引きになります。

例：このす乗合タクシー（鴻巣市）の運賃設定

「入谷・鹿浜周辺地域の交通に関するアンケート票」の問7以降は、上記の条件で新たな交通手段の検証運行を行う場合を前提として、各設問にお答えください。

# 公共交通の利用等に関するアンケート調査票

## <ご回答にあたっての注意事項>

1 本アンケートの回答は、世帯の代表者をご記入ください。ご記入するのが難しい場合には、他の方に代筆していただいても結構です。

2 設問は、選択式のものと、記述式のものがあります。

【選択式】は、回答欄のあてはまる選択肢の番号に○をご記入ください。

<回答例>

質問	回答
●●●●●を教えてください。 (1つを選択)	1. ●●    2. ●●    3. ●●

【記述式】は「何丁目何番」、「その他（ ）」等、選択肢の番号以外の内容をお答えいただく質問があります。その場合は、具体的な内容をご記入ください。

3 ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒に入れ、**令和5年1月13日(金)まで**にポストに投函してください(切手を貼る必要はありません)。

三つ折り  
目安線

## 1 あなた(回答者)ご自身について

	質問	回答
問 1-1	あなたの年代を教えてください。 (1つを選択)	1. 10歳代    2. 20歳代 3. 30歳代    4. 40歳代 5. 50歳代    6. 60~64歳 7. 65~69歳    8. 70~74歳 9. 75歳以上
問 1-2	あなたの現住所をお答えください。 (1つを選択)	番号に○をし、何丁目何番かを記入してください 1. 入谷 ( )丁目 ( )番 2. 加賀 ( )丁目 ( )番 3. 皿沼 ( )丁目 ( )番 4. 鹿浜 ( )丁目 ( )番 5. 椿 ( )丁目 ( )番 6. 谷在家 ( )丁目 ( )番 7. 江北 ( )丁目 ( )番
問 1-3	あなたの職業を教えてください。 (1つを選択、その他は記入)	1. 会社員・公務員    2. 会社経営・役員 3. 自営業主(農林業含む)    4. 高校生 5. 大学生    6. その他学生 7. パート・アルバイト 8. 無職(専業主婦・主夫) 9. 無職(定年退職者等含む) 10. その他 ( )

三つ折り  
目安線



### 3 生鮮食品や日用品の買い物について

質 問		回 答
問 3-1	あなたの最も利用頻度の高い生鮮食品や日用品の買い物先をお答えください。 (1つを選択、その他は記入)	1. コモディイイダ 鹿浜店 (現在改装中) 2. ジェーソン 足立鹿浜店 3. 島忠ホームズ 草加舎人店 4. ベルクス 西新井西店 5. 西友 加賀鹿浜店 6. ベルクス 足立古千谷店 7. ベルクス 江北店 8. マルエツ 足立入谷店 9. ロイヤルホームセンター 足立鹿浜店 10. その他 ( )
問 3-2	買い物先の利用頻度をお答えください。 (1つを選択)	1. 週に5日以上      2. 週に3~4日 3. 週に1~2日      4. 月に2~3日 5. 月に1日以下
問 3-3	買い物先までの移動手段をお答えください。 (1つを選択、その他は記入)	1. 路線バス a 都営バス ( _____ 行き) b 東武バス ( _____ 行き) c 国際興業バス ( _____ 行き) 2. コミュニティバスはるかぜ (はるかぜ _____ 号 : _____ 行き) 3. 自動車    4. バイク      5. 自転車 6. 徒歩      7. タクシー 8. その他 ( )
問 3-4	あなたはネットスーパーや宅配サービス※を利用して日用品を買われていますか。 (1つを選択)	1. よく利用している 2. たまに利用している 3. 利用していない
※インターネットや紙面などで食料品や日用品などを注文し、自宅まで配送するサービス 【例】イオンネットスーパー、西友ネットスーパー、コープデリ、パルシステム等		

#### 4 普段の通院について

質 問		回 答
問 4-1	<p>あなたもしくは同居するご家族が、最も利用頻度の高い通院先をお答えください。 (1つを選択、その他は記入)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 博慈会記念総合病院</li> <li>2. 東京北部病院</li> <li>3. 東京女子医科大学附属足立医療センター</li> <li>4. 苑田第三病院</li> <li>5. 西新井病院</li> <li>6. その他</li> </ol> <div style="display: flex; align-items: center; margin-left: 20px;"> <span style="font-size: 2em; margin-right: 5px;">{</span> <div style="margin-left: 10px;"> <p style="text-align: right;">病院</p> <p style="text-align: right;">クリニック</p> </div> <span style="font-size: 2em; margin-left: 5px;">}</span> </div> <ol style="list-style-type: none"> <li>7. 通院していない→問 5-1 へ</li> </ol>
問 4-2	<p>※通院している方のみ 通院先の利用頻度をお答えください。 (1つを選択)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 週に5日以上</li> <li>2. 週に3~4日</li> <li>3. 週に1~2日</li> <li>4. 月に2~3日</li> <li>5. 月に1日以下</li> </ol>
問 4-3	<p>※通院している方のみ 通院先までの主な移動手段をお答えください。 (1つを選択、その他は記入)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 路線バス             <ol style="list-style-type: none"> <li>a 都営バス ( _____ 行き)</li> <li>b 東武バス ( _____ 行き)</li> <li>c 国際興業バス ( _____ 行き)</li> </ol> </li> <li>2. コミュニティバスはるかぜ (はるかぜ__号: _____ 行き)</li> <li>3. 自動車</li> <li>4. バイク</li> <li>5. 自転車</li> <li>6. 徒歩</li> <li>7. タクシー</li> <li>8. その他 ( _____ )</li> </ol>

## 5 通勤・通学について

質 問		回 答
問 5-1	<p>自宅から通勤・通学する際に最も利用頻度の多い交通手段の組み合わせをお答えください。 (複数選択)</p>	<p>1. 路線バス            a 都営バス ( _____ 行き)            b 東武バス ( _____ 行き)            c 国際興業バス ( _____ 行き)            2. コミュニティバスはるかぜ            (はるかぜ 号 : _____ 行き)            3. 自動車    4. バイク    5. 自転車            6. 徒歩    7. タクシー            8. 鉄道 (路線名 : _____ )            9. その他 ( _____ )            10. 通勤・通学していない →問 6-1 へ</p>
問 5-2	<p>問 5-1 でお答えした交通手段の利用頻度をお答えください。 (1つを選択)</p>	<p>1. 週に5日以上    2. 週に3～4日            3. 週に1～2日    4. 月に2～3日            5. 月に1日以下</p>
問 5-3	<p>※問 5-1 でバス・鉄道、もしくは両方を使われる方のみ回答して下さい。            自宅から通勤・通学先に行く際、初めに使うバス停名、駅の名称をお答えください。 (記入)</p>	<p>{ _____ 停留所 _____ 駅 }</p>

## 6 新型コロナウイルス感染症(以下、コロナ)拡大による影響について

質 問		回 答	
問 6-1	<p>コロナの感染拡大前と比べて公共交通の利用頻度に変化はありましたか。</p> <p>(1つを選択)</p>	<p>1. 増えた →問 6-3 へ</p> <p>2. 変わらない →問 6-3 へ</p> <p>3. やや減った →問 6-2 へ</p> <p>4. かなり減った →問 6-2 へ</p>	
問 6-2	<p>※問 6-1 で「3.」「4.」と回答した方のみお答えください。</p> <p>どのような理由で減ったかお答えください。</p> <p>(1つを選択、その他は記入)</p>	<p>1. 在宅勤務をしているため</p> <p>2. ネットスーパーを利用し始めたため</p> <p>3. 感染予防のため</p> <p>4. 外出の頻度を減らしているため</p> <p>5. その他</p> <p>( )</p>	
問 6-3	<p>コロナの影響により交通手段に変化はありましたか。</p> <p>(1つを選択)</p>	<p>1. 変わらない → 問 7-1 へ</p> <p>2. 変わった → 問 6-4 へ</p>	
問 6-4	<p>※問 6-3 で「2.」と回答した方のみお答えください。</p> <p>交通手段はどのように変わりましたか。下の交通手段から当てはまる項目を一つ選択して、その番号を記入してください。その他の場合は、交通手段を記入してください。</p> <p>(記入)</p>	<p>(感染拡大前)</p> <p>下項目から番号を選択 回答欄：( )</p> <p>その他 ( )</p>	<p>(感染拡大後)</p> <p>下項目から番号を選択 回答欄：( )</p> <p>その他 ( )</p>
<p>交通手段 1. 路線バス 2. コミュニティバスはるかぜ 3. 自動車 4. バイク 5. 自転車 6. 徒歩 7. タクシー 8. 鉄道 9. その他</p>			

問 7-1 以降は、**別紙** バス以外の「新たな交通手段」について **をご覧ください**  
**だきながら回答ください。**

質 問		回 答	
問 7-1	このような新たな交通手段が導入された場合、利用したいですか。  (1つを選択)	1. 利用したい →問 7-2～問 7-6 へ 2. 利用しない →問 7-7 へ 3. わからない →問 7-7 へ	
問 7-2	※問 7-1 で「1.」と回答した方のみお答えください。 利用したいと思う理由をお答えください。  (1つを選択)	1. 自宅から利用しやすいから 2. 他に移動手段がないから 3. タクシーに比べ運賃が安いから 4. 自分が利用したいときに呼べるから 5. 他人との乗り合いがないから 6. その他 ( )	
問 7-3	※問 7-1 で「1.」と回答した方のみお答えください。 あなたはどのような目的で利用したいと思いますか。  (複数選択可、その他は記入)	1. 通勤 2. 通学 3. 買い物 4. 通院 5. 趣味・娯楽・観光 6. その他 ( )	
問 7-4	※問 7-1 で「1.」と回答した方のみお答えください。 あなたは新たな交通手段を利用して主に地区内のどこへ移動したいと思いますか。  (場所の名前を記入)	( ) へ移動したい  例：東京北部病院へ移動したい 舎人駅へ移動したい	
問 7-5	※問 7-1 で「1.」と回答した方のみお答えください。 あなたはどのくらいの頻度で利用したいと思いますか。  (1つを選択)	1. 週に 5 日以上 2. 週に 3～4 日 3. 週に 1～2 日 4. 月に 2～3 日 5. 月に 1 日以下 6. 雨天の時のみ	
問 7-6	※問 7-1 で「1.」と回答した方のみお答えください。 あなたが利用したいと思う主な時間帯を教えてください。  (行き帰り 1つずつ選択)	(行き) 1. 8 時前 2. 8～12 時 3. 12～15 時 4. 15～17 時 5. 17～19 時 6. 19 時以降	(帰り) 1. 8 時前 2. 8～12 時 3. 12～15 時 4. 15～17 時 5. 17～19 時 6. 19 時以降

質 問		回 答
問 7-7	<p>※問 7-1 で「2.」～「3.」と回答した方のみお答えください。</p> <p><b>その理由をお答えください。</b> (1つを選択、その他は記入)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 今の交通手段で不便を感じないから</li> <li>2. 遠方の目的地まで行くことができなく、乗換が必要になるから</li> <li>3. 運賃が高いから</li> <li>4. 利用には事前登録・事前予約が必要だから</li> <li>5. 目的地への到着時間が分からないから</li> <li>6. その他 ( )</li> </ol>
問 7-8	<p>※全ての方がお答えください。</p> <p><b>地域の公共交通を維持していくためには、地域全体で考え、利用者を増やすことが大切です。</b></p> <p><b>新たな交通手段導入に対する行政の役割について、あなたの考えにあてはまるものをお答えください。</b> (1つを選択、その他は記入)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新たな交通手段の導入は望ましく、地域と連携し、区が主体となって交通不便を解消すべき</li> <li>2. 新たな交通手段の導入は望ましいが、地域が主体となって、区は支援する立場とするべき</li> <li>3. 区が財政負担してまで、新たな交通手段を導入すべきではない (不要である)</li> <li>4. 分からない</li> <li>5. その他 ( )</li> </ol>

## 8 自由意見

「新たな交通手段」の導入に関するご意見がありましたら、ご自由にご記入ください。

例：電話だけではなく、アプリでも予約ができるようにしてほしい。  
家族で乗車する場合は、運賃を安くしてほしい。

質問は以上で終わりです。ご協力ありがとうございました。

本調査票は、同封の返信用封筒に入れ、**令和5年1月13日(金)まで**にポストに投函してください(切手を貼る必要はありません)。

交通網・都市基盤整備調査特別委員会報告資料

令和5年1月23日

件名	はるかぜ車両購入補助予定台数の再変更について																				
所管部課名	都市建設部交通対策課																				
内容	<p>令和4年度のはるかぜ車両購入補助制度については、令和4年9月に予算措置の補正対応を行ったところであるが、再度予定台数に変更が生じる見込みであることから、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 車両購入補助制度予定台数</b></p> <table border="1" data-bbox="435 752 1426 1093"> <thead> <tr> <th>令和4年度</th> <th>当初</th> <th>変更 (9月補正)</th> <th>再変更</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日立自動車交通</td> <td>4台</td> <td>4台</td> <td>3台<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>朝日自動車</td> <td>2台</td> <td>3台</td> <td>0台<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>新日本観光自動車</td> <td>—</td> <td>1台(EV)</td> <td>1台(EV)</td> </tr> <tr> <td>合計台数</td> <td>通常バス 6台 EVバス 0台</td> <td>通常バス 7台 EVバス 1台</td> <td>通常バス 3台 EVバス 1台</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 3台は補助済、今後は未定                  ※2 減となった3台は令和5年度に持越し予定</p> <p><b>2 変更理由</b></p> <p>(1) はるかぜの運行車両である小型バス「ポンチョ」を生産・販売している日野自動車株式会社において、令和4年3月に車両用エンジンの排出ガスおよび燃費に関する認証申請における不正行為が確認されたとの報道があった。</p> <p>(2) 令和4年9月、国土交通省から「エンジン型式指定の取消し」の行政処分が公表された。</p> <p>(3) 「ポンチョ」自体に不正行為はなかったものの、新モデルのエンジンの認可が下りておらず、現在も新規注文受付を停止している。</p> <p>(4) 注文受付再開の目途も立っておらず、改めてバス事業者に意向確認を行ったところ、令和4年度の車両購入補助制度の予定台数を変更したいとの回答があった。</p> <p><b>3 予算措置について</b></p> <p>補助予定台数の減に伴う予算措置として、補正対応を行う。</p>	令和4年度	当初	変更 (9月補正)	再変更	日立自動車交通	4台	4台	3台 <sup>※1</sup>	朝日自動車	2台	3台	0台 <sup>※2</sup>	新日本観光自動車	—	1台(EV)	1台(EV)	合計台数	通常バス 6台 EVバス 0台	通常バス 7台 EVバス 1台	通常バス 3台 EVバス 1台
令和4年度	当初	変更 (9月補正)	再変更																		
日立自動車交通	4台	4台	3台 <sup>※1</sup>																		
朝日自動車	2台	3台	0台 <sup>※2</sup>																		
新日本観光自動車	—	1台(EV)	1台(EV)																		
合計台数	通常バス 6台 EVバス 0台	通常バス 7台 EVバス 1台	通常バス 3台 EVバス 1台																		
問題点 今後の方針	日野自動車株式会社の動向を注視し、今後もバス事業者と調整を密に行うなど、はるかぜの路線と便数維持を図っていく。																				

交通網・都市基盤整備調査特別委員会報告資料

令和5年1月23日

件名	竹ノ塚駅付近鉄道高架化の取組み状況について																																																																
所管部課名	都市建設部まちづくり課 鉄道立体推進室鉄道関連事業課																																																																
内容	<p>竹ノ塚駅付近鉄道高架化の取組み状況について、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 第37号踏切跡（赤山街道）の協議状況について</b></p> <p>当該箇所の横断歩道や信号機の設置について、交通管理者と協議を重ねてきた。交通管理者との協議状況について報告する。</p> <p>(1) 協議状況</p> <table border="1" data-bbox="472 817 1386 1621"> <thead> <tr> <th></th> <th>協議日</th> <th>協議先</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>令和3年2月5日</td> <td>竹の塚警察署交通課</td> <td>協議</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>令和3年2月15日</td> <td>警視庁交通規制課</td> <td>現場実査</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>令和3年7月16日</td> <td>竹の塚警察署交通課</td> <td>協議</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>令和3年9月13日</td> <td>警視庁交通規制課</td> <td>協議</td> </tr> <tr> <td>オ</td> <td>令和4年1月18日</td> <td>警視庁交通規制課</td> <td>現場実査</td> </tr> <tr> <td>カ</td> <td>令和4年1月27日</td> <td>竹の塚警察署交通課</td> <td>協議</td> </tr> <tr> <td>キ</td> <td>令和4年2月22日</td> <td>竹の塚警察署交通課</td> <td>協議</td> </tr> <tr> <td>ク</td> <td>令和4年4月12日</td> <td>竹の塚警察署交通課</td> <td>協議</td> </tr> <tr> <td>ケ</td> <td>令和4年4月12日</td> <td>竹の塚警察署交通課</td> <td>協議</td> </tr> <tr> <td>コ</td> <td>令和4年5月16日</td> <td>竹の塚警察署交通課</td> <td>協議</td> </tr> <tr> <td>サ</td> <td>令和4年5月24日</td> <td>竹の塚警察署交通課</td> <td>協議</td> </tr> <tr> <td>シ</td> <td>令和4年6月15日</td> <td>竹の塚警察署交通課</td> <td>協議</td> </tr> <tr> <td>ス</td> <td>令和4年6月22日</td> <td>竹の塚警察署交通課</td> <td>協議</td> </tr> <tr> <td>セ</td> <td>令和4年8月30日</td> <td>竹の塚警察署交通課</td> <td>協議</td> </tr> <tr> <td>ソ</td> <td>令和4年12月12日</td> <td>竹の塚警察署交通課</td> <td>協議</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 協議内容</p> <p>令和4年3月20日の踏切解消に伴い、通過する交通量が増加することから踏切解消後の交通規制や道路の安全施設について</p> <p>(3) 協議結果</p> <p>ア 信号機について</p> <p>以下の理由により設置はしない。</p> <p>(ア) 既存信号機（西友前～竹の塚一丁目29番付近）の間隔が約200mであり、その間に新規で信号機を設置すると、信号機の設置基準（間隔150m以上）を満たしていない。</p>		協議日	協議先	内容	ア	令和3年2月5日	竹の塚警察署交通課	協議	イ	令和3年2月15日	警視庁交通規制課	現場実査	ウ	令和3年7月16日	竹の塚警察署交通課	協議	エ	令和3年9月13日	警視庁交通規制課	協議	オ	令和4年1月18日	警視庁交通規制課	現場実査	カ	令和4年1月27日	竹の塚警察署交通課	協議	キ	令和4年2月22日	竹の塚警察署交通課	協議	ク	令和4年4月12日	竹の塚警察署交通課	協議	ケ	令和4年4月12日	竹の塚警察署交通課	協議	コ	令和4年5月16日	竹の塚警察署交通課	協議	サ	令和4年5月24日	竹の塚警察署交通課	協議	シ	令和4年6月15日	竹の塚警察署交通課	協議	ス	令和4年6月22日	竹の塚警察署交通課	協議	セ	令和4年8月30日	竹の塚警察署交通課	協議	ソ	令和4年12月12日	竹の塚警察署交通課	協議
	協議日	協議先	内容																																																														
ア	令和3年2月5日	竹の塚警察署交通課	協議																																																														
イ	令和3年2月15日	警視庁交通規制課	現場実査																																																														
ウ	令和3年7月16日	竹の塚警察署交通課	協議																																																														
エ	令和3年9月13日	警視庁交通規制課	協議																																																														
オ	令和4年1月18日	警視庁交通規制課	現場実査																																																														
カ	令和4年1月27日	竹の塚警察署交通課	協議																																																														
キ	令和4年2月22日	竹の塚警察署交通課	協議																																																														
ク	令和4年4月12日	竹の塚警察署交通課	協議																																																														
ケ	令和4年4月12日	竹の塚警察署交通課	協議																																																														
コ	令和4年5月16日	竹の塚警察署交通課	協議																																																														
サ	令和4年5月24日	竹の塚警察署交通課	協議																																																														
シ	令和4年6月15日	竹の塚警察署交通課	協議																																																														
ス	令和4年6月22日	竹の塚警察署交通課	協議																																																														
セ	令和4年8月30日	竹の塚警察署交通課	協議																																																														
ソ	令和4年12月12日	竹の塚警察署交通課	協議																																																														

(イ) 西友前の既設信号機は廃止困難であり、新たに信号機を設置すると信号機の間隔が短くなるため、運転手が誤判断する可能性が高い。

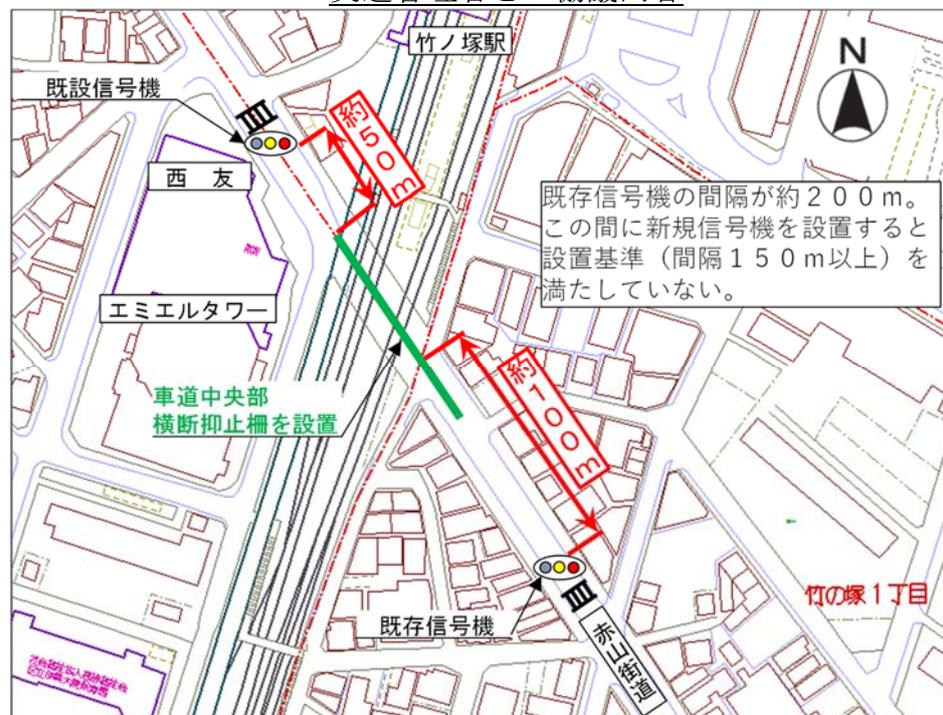
イ 横断歩道について

新たに横断歩道のみを設置することは、都内における信号機がない横断歩道で車の停車率が低いことから、歩行者の安全性を考慮すると設置は難しい。

ウ 交通安全施設について

歩行者や自転車の事故防止、交通安全対策として乱横断防止の横断抑止柵を道路中央部に設置すべきである。

交通管理者との協議内容



## 2 タウンマネジメントの取組み

### (1) 基本協定の締結について

ア 名称

竹の塚まちづくりラボ・プロジェクト推進に関する基本協定書  
(別紙参照 P 31～33)

イ 締結者

足立区、UR都市機構

ウ 目的

まちづくりの情報発信を行うとともに、地域の声・ニーズを捉え、それらを生かした竹の塚エリアのまちづくりの方向性を見出していくことを目的とする。

	<p>エ 締結日 令和5年1月19日(木)</p> <p>オ 協力して実施する内容 (ア) まちづくり関係者、地域住民等参加によるまちづくり検討 (イ) 地域ニーズ・特性を踏まえ、持続可能なまちづくりに向けた実証実験とその分析 (ウ) 駅周辺のまちづくりに関する情報発信</p> <p>(2) キックオフセレモニー</p> <p>ア 日時 令和5年1月19日(木) 午後2時～午後2時30分</p> <p>イ 出席者 足立区、UR都市機構、東武鉄道株式会社、 地元町会・自治会関係者、商店街関係者 他</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 鉄道事業者との連携や国・都の積極的な協力を得て、令和5年度の事業完了を目指す。</li> <li>2 着実な事業の進捗に向けて、国庫補助金等の財源確保に努める。</li> <li>3 足立区、UR都市機構、東武鉄道の三者で協力し、引き続き駅周辺のまちづくり検討を進めていく。</li> </ol>

## 竹の塚まちづくりラボ・プロジェクト推進に関する基本協定書

足立区（以下「甲」という。）及び独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）は、竹の塚まちづくりラボ・プロジェクト（以下「まちづくりラボ」という。）の推進に当たり、基本的事項について次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、「足立区、独立行政法人都市再生機構及び東武鉄道株式会社間の竹ノ塚駅周辺のまちづくりに関する基本協定書」（以下「まちづくりに関する基本協定書」という。）第二条（1）に規定する取組として、まちづくりラボを実施する。

2 前項の実施に当たり、甲及び乙は、まちづくりに関する基本協定書第三条の規定に基づき、実施期間及び役割分担等について定めるものとする。

（まちづくりラボの目的）

第2条 まちづくりラボは、その取組により人の活動や交流を促し、竹ノ塚駅周辺の体感治安が改善するような地域イメージの向上を図るとともに、竹の塚らしさを活かした人が主役のまちづくりを実現することを目的とする。

（まちづくりラボの取組内容）

第3条 乙は、まちづくりラボの推進を行い、次の各号に掲げる事項につき取り組むものとし、甲は、本協定に定めるところによりこれに協力するものとする。

- 一 地方公共団体等のまちづくり関係者及び地域住民等参加による竹ノ塚駅周辺のまちづくりの検討
- 二 地域のニーズ・特性を踏まえた持続可能なまちづくり実現に向けた実証実験とその効果分析
- 三 竹ノ塚駅周辺のまちづくりに関する情報発信

（役割分担）

第4条 甲及び乙の役割分担は、次の各号のとおりとする。

一 甲の役割

- ア まちづくりラボの推進に関する調整に当たっての協力
- イ まちづくりに資する勉強会やイベント等の参加及び協力
- ウ イベント等に伴う甲の所有施設又は関係施設の使用に関する協力
- エ まちづくりラボに係る情報発信等の広報に関する協力
- オ 竹ノ塚駅周辺のまちづくりに関する広報全般

## 二 乙の役割

- ア まちづくりラボの推進に関する企画、立案及び調整
- イ まちづくりに資する勉強会やイベント等の企画、立案及び実施
- ウ 拠点施設の管理及び運営
- エ まちづくりラボに係る広報全般
- オ 竹ノ塚駅周辺のまちづくりに係る情報発信等の広報に関する協力
- カ その他まちづくりラボの推進に必要な事項

(まちづくりラボの実施に係る協定等)

第5条 甲及び乙は、本協定締結後、第3条各号に掲げる取組のうち、甲乙共同で行う事項について、「共催事業」を協議により決定し、費用負担について別途協定等を締結する。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から令和7年9月末日までとする。  
2 前項の期間が満了する日の2か月前までに甲乙いずれからも申出がない場合、本協定は、期間満了の日の翌日から1年間同一の条件にて更新されるものとし、更新された協定についても同様とする。

(解除事項)

第7条 本協定の有効期間中であっても、甲又は乙の申し出により、その必要性が生じたときには、甲乙協議の上、本協定を解除することができる。

(守秘義務)

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく取組により得られた情報及び意見交換により相手方から得た情報について、本協定の目的外に利用してはならず、また、第三者に対して開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令等に基づく場合は、この限りではない。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上決定する。

本協定締結の証として本協定書2通を作成し、記名押印の上、各自1通を保管する。

令和5年1月19日

甲 東京都足立区中央本町一丁目17番1号

東京都足立区

代表者 区長 近藤 弥生

乙 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 新宿アイランドタワー13階

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

本部長 中山 靖史

東京都豊島区東池袋一丁目10番1号 住友池袋駅前ビル4階

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

東京北・埼玉地域本部長 内島 敏之